

○熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度(KFD)実施要領

令和6年2月16日 学生委員会承認

(趣旨)

第1 この要領は、熊本大学大学院博士課程(博士前期課程を除く。以下「博士課程」という。)において、経済的に困窮している学生の支援及び教育研究活動の活性化を図ることを目的として実施する熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度(KFD)に関し必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2 奨学金の給付対象者は、前学期にあつては当該年度の4月1日に、後学期にあつては当該年度の10月1日に本学大学院博士課程に在学する学生のうち、当該期の授業料免除申請を期限までに行った者で決定された当該期の授業料免除額を所得額として加えた上で再計算した家計充足率が全額免除基準で50%未満と判定されたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する学生は、対象としない。

- (1) 文部科学省その他これに準ずる機関が実施する事業により、当該期の授業料が全額免除される学生
- (2) 社会人学生で当該期の授業料全額を会社等が負担している者
- (3) 本学が実施する経済支援策(返還を要するもの及び雇用の対価であるものを除く。)により、当該期の授業料相当額以上の支援を受けている学生
- (4) 他の制度による奨学金等との併給を禁止又は制限している奨学金等を受給している学生
- (5) 本人の責に帰すべき事由により標準修業年限を超えて在学している学生
- (6) 当該年度に懲戒処分を受けた学生

(給付額等)

第3 奨学金の給付額は、当該期の授業料の半額相当(千円未満切上げ)とする。

2 奨学金の給付は、前学期及び後学期にそれぞれ一括給付にて行うものとする。

(給付人数)

第4 奨学金の給付人数は、第2の家計充足率が低い順に、予算の範囲内で学長が決定する。

(申請)

第5 奨学金の給付を希望する学生は、博士課程奨学金給付制度(KFD)申請書(別記様式)により、当該期の授業料免除の申請期限までに、学生支援部学生生活課(以下「学生生活課」という。)を経て、学長に申請しなければならない。

(給付対象者の決定)

第6 学長は、学生委員会での議を経て決定した授業料免除額を参考に、給付対象者を決定し、速やかにその結果を申請した学生に通知する。

(取消し)

第7 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生としての資格を取り消すことがある。

- (1) 第5の申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) 懲戒処分を受けた場合
- (3) 休学、退学、除籍又は死亡した場合
- (4) その他奨学生として適当でないと判断された場合
(奨学金の返還)

第8 学長は、第7の規定により奨学生の資格を取り消した者について、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事務)

第9 奨学金に関する事務は、学生支援部学生生活課において処理する。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、奨学金の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要領は、令和6年4月1日から実施する。